



より自由な発想を引き出したいと個人の、固定デスクを設けないユニークなオフィス

時間単位の年次有給休暇と育児短時間勤務の両制度を導入したアスタス。小林孝文代表（44）に、子育て支援を重視する意義を聞きました。

「制度を活用したきっかけは
島根県や商工会議所からの情報、イクボスセミナーに参加した際の資料などを見て申請しました。二つの制度を就業規則として明文化する今回の申請を利用すれば、それが社を上げて子育て支援をするというメッセージになり、今後結婚し子育てをする社員を含めて、働きやすい職場づくりにつながるのではないかと考えました。

二つの制度と在宅勤務の親和性にも注目 若手社員のため前例となる

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」（3歳以上・代替制度あり）を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています（詳細は下欄参照）。

「子育て中の社員が限られる中、今導入する意義は何ですか」
働きやすい職場づくりは、今子育て中の社員のためだけではありません。前例を作っておけば、今後子育てをするであろう社員らに道筋を示すことができそうです。また、若い世代は人生と仕事に対する価値観もアップデイトしています。若者に魅力ある会社と捉えてもらえるのは、優れた人材を確保する上でも重要だと考えています。

「ワーク・ライフ・バランスへの考えは」
昨年から社内システムをクラウド型に変え、テレワークの業務内容拡充に加え精度もアップしました。両制度との親和性も高く、自宅でクオリティの高い仕事をしながら、子育てに手をかけられるようになった点が良かったですね。休暇も電子申請ですが、育児関連は突発的なことが多いので、手順にこだわらず対応しています。プライベートの充実がパフォーマンスアップにつながります。一人一人に合った働き方ができるようにしていきたいです。

「社員の声」
小学生から保育園まで3人の子育て
赤名 大輔さん（40）
子どもの病気や急な迎えなどで制度を使っています。制度が導入され、会社に子育てをこれまで以上に応援されていると感じます。私がモデルケースになり、若手社員が描く将来の職場風景が今まで以上に明るいものになったら嬉しいですね。



子どもたちと団らんする
赤名大輔さん（右から2人目）

株式会社 アスタス

代表取締役：小林孝文
住所：安来市安来町874-20
（ほか松江営業所あり）
労働者数：23名
（本社16名、
松江営業所7名）
業種：不動産業
活用制度：時間単位の年次有給
休暇制度、育児短時間勤務制度

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら
働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して
働き続けることができる職場環境づくりに取り組む
中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額
[1制度導入] 20万円

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回
限りの申請となります。

支給要件 常勤労働者数50人未満の
島根県内の事業所（本支店、営業所等）

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

（対象）18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度（3歳未満を除く）

代替制度：フレックスタイム制度、
始業終業時刻の繰上げ繰下げ
（対象）小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰 奨励金



出産後の復職に取り組む中小・小規模
事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した
場合、新制度が適用されます
労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した
場合、旧制度が適用されます
休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590